

平成二十一年農林水産省・環境省令第一号

愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令

(平成二十年法律第八十三号)第五条第一項の規定に基づき、愛がん動物用飼料の成分規格等に関する省令を次のように定める。

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(以下「法」という。)第五条第一項に規定する愛玩動物用飼料の成分規格並びに製造の方法及び表示の基準については、別表に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、農薬取締法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十一年十二月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 法第六条第一号、第二号及び第四号に掲げる行為であつて、平成二十一年十二月一日以前に製造された愛玩動物用飼料に係るものについては、同条の規定は、適用しない。

第三条 法第六条第三号に掲げる行為であつて、平成二十二年十二月一日以前に製造された愛玩動物用飼料であつて、法第六条第二号及び第四号に規定する愛玩動物用飼料に該当するものを販売し用飼料に係るものについては、同条の規定は、適用しない。

第四条 製造業者、輸入業者又は販売業者が、平成二十一年十二月一日以前に製造された愛玩動物用飼料であつて、法第六条第三号に規定する愛玩動物用飼料に該当するものを販売し用飼料に係る部分については、法第八条(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

第五条 この省令は、法の施行の日(平成二十一年六月一日)から施行する。

第六条 この省令は、平成二十六年八月二〇日農林水産省・環境省令第三号)この省令は、平成二十四年三月一日から施行する。

附 則

(平成二三年九月一日農林水産省・環境省令第三号)

この省令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

第1欄

第2欄

別表

1 販売用愛玩動物用飼料の成分規格

(1) 次の表の第1欄に掲げる添加物(販売環境省令第二号)

(2) 販売用愛玩動物用飼料の成分規格

(3) 次の表の第1欄に掲げる汚染物質(環境省令第二十九条)

(4) 次の表の第1欄に掲げる汚染物質(環境省令第二十九条)

第1欄	第2欄	第3欄
アフラトキシンB1	0.02μg/g	0.2μg/g
デオキシニバレノール	2μg/g	2μg/g
カドミウム	1μg/g	1μg/g
鉛	3μg/g	2μg/g
無機砒素(無機砒素) I I I 及び無機砒 素(V)の総和をい う。	0.1μg/g	2μg/g

2 販売用愛玩動物用飼料の成分規格

(1) 有害な物質を含み、若しくは病原微生物

により汚染され、又はこれららの疑いがある

原材料を用いてはならない。

(2) 販売用愛玩動物用飼料を加熱し、又は乾燥する場合は、原材料等に由来して当該販売用愛玩動物用飼料中に存在し、かつ、発育し得る微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で行うこと。

(3) プロピレンジコールは、猫を対象とす

る販売用愛玩動物用飼料には、次に掲げる事項

を表示しなければならない。

ア 販売用愛玩動物用飼料の名称

イ 原材料名

ウ 賞味期限(定められた方法により保存

した場合において、期待される全ての品

質の保持が十分に可能であると認められ

る期限を示す年月日をいう。ただし、当

第1欄	第2欄	第3欄
アフラトキシンB1	0.02μg/g	0.2μg/g
デオキシニバレノール	2μg/g	2μg/g
カドミウム	1μg/g	1μg/g
鉛	3μg/g	2μg/g
無機砒素(無機砒素) I I I 及び無機砒 素(V)の総和をい う。	0.1μg/g	2μg/g

亞硝酸ナトリウム	100g/t	H C及びS-B H C の総和をいう。)
エトキシキン	75g/t (犬用)	D D T (D D D 及び D DEを含む。)
ヒドロキシトルエン及 びブチルヒドロキシア ニソール(総和をいう。)	150g/t	アルドリン及びディル タクロルエポキシド (総和をいう。)
エンドリン	2.5μg/g	ヘプタクロル及びヘブ タクロルエポキシド (総和をいう。)
メラミン	0.01μg/g	エンドリン アルドリン及びディル (総和をいう。)

HC及びS-B H C の総和をいう。)	D D T (D D D 及び D DEを含む。)	0.1μg/g
エンドリン アルドリン及びディル (総和をいう。)	0.01μg/g	0.1μg/g
ヘプタクロル及びヘブ タクロルエポキシド (総和をいう。)	0.01μg/g	0.01μg/g
エンドリン アルドリン及びディル (総和をいう。)	0.01μg/g	0.01μg/g
メラミン	2.5μg/g	メラミン アルドリン及びディル (総和をいう。)

該期限を超えた場合であつても、これら
の品質が保持されていることがあるもの
とする。)
工 製造業者、輸入業者又は販売業者の氏
才 名又は名称及び住所
原產國名
